

# 米軍基地関係特別委員会記録

## <第1号>

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）

令和7年11月27日（木曜日）

沖縄県議会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

### 開会の日時

年月日 令和7年11月27日 木曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午前11時38分

### 場 所

第4委員会室

### 議 題

1 米軍人による不同意わいせつ事件について

### 出席委員

委員	長	小 渡	良太郎
副委員	長	高 橋	真
委 員		大 屋	政 善
委 員		比 嘉	忍
委 員		仲 里	全 孝
委 員		又 吉	清 義
委 員		米 須	清一郎
委 員		玉 城	健一郎
委 員		仲宗根	悟
委 員		比 嘉	瑞 己
委 員		大 田	守

## 欠席委員

委員 喜屋武 力  
委員 当山 勝利

---

### 説明した者の職・氏名

知事公室長 溜政 仁  
基地対策課長 玉元 宏一朗  
警察本部刑事部長 知念 克幸  
警察本部生活安全部参事官生活安全企画課長事務取扱 新里 秀

---

○小渡良太郎委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

休憩いたします。

(休憩中、高橋真委員から本日の議題に関する事案は、県においても個人情報保護に配慮された取扱いがなされていることから、本委員会においても審議の内容については非公開にするべきではないかという意見があり、取扱いについて協議した結果、委員長から本日は通常の委員会として開催することとし、個人情報の保護に特に留意するようにとの発言があった。)

午前10時2分休憩

午前10時49分再開

○小渡良太郎委員長 再開いたします。

本日の説明員として知事公室長及び警察本部刑事部長の出席を求めております。

米軍人による不同意わいせつ事件についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 皆様、おはようございます。

それでは、知事公室から御説明させていただきます。

ただいま議題となっております米軍人による不同意わいせつ事件について、御説明いたします。

タブレットに事件経緯表と11月19日の知事の報道機関への取材対応の発言要旨を通知しておりますので、御確認ください。

11月7日、県警から、本年6月に沖縄本島内において発生した米軍人を被疑者とする事件について、不同意わいせつの罪名で那覇地方検察庁に送致したとの情報提供を受けました。

県としては、事件覚知後、速やかに再発防止の取組を求める必要があることから、11月10日、私から在沖米海軍艦隊活動司令部、外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局に対し、このような事件が発生したことは、大変遺憾であることを伝えるとともに、事件の再発防止の申入れを行ったところです。

なお、県警から、被害者は事件が報道されることを望んでいない旨の説明がありましたので、被害者の心情に配慮し、当該事件について、県から公表は行いませんでした。

11月19日、当該事件に関する報道がなされ、報道機関の取材で知事は本事件について、被害者は事件が報道されることを望んでいないということを説明した上で、このような女性の人権や尊厳をないがしろにする悪質な事件は断じて許されるものではないこと、米軍及び政府に対し、このような事件が発生したことは、大変遺憾であることを伝え、米軍人等に対する教育内容の見直しなど、実効性のある対策の実施を要請したこと、県としては、被害を訴えた方の心身の負担軽減等が図られ、平穏な生活を営むことができるよう関係機関と連携し、対応していく旨を発言しております。

県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、繰り返される事件の再発防止のため、教育内容の見直しや隊員教育の徹底など、より実効性のある対策を実施することを強く求めてまいります。

以上で説明を終わります。

○小渡良太郎委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

知念克幸刑事部長。

○知念克幸刑事部長 米兵による不同意わいせつ事件について御説明いたしま

す。

本件は、令和7年6月、沖縄本島内において発生した米軍人の男性を被疑者とする事案であり、本年11月7日、不同意わいせつの罪名で那覇地方検察庁に送致したものであります。

性犯罪という事案の特殊性から被害者に対する二次的被害の防止やプライバシー保護に十分配慮する必要があることから、広報は控えることとし、あわせて、女性警察官による被害者支援を徹底するなどの措置を講じたところであります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○小渡良太郎委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより、米軍人による不同意わいせつ事件についての質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしく申し上げます。

被害者のプライバシーに気をつけながら、しっかり対応よろしく申し上げます。

今回のわいせつ事件に関して、県警の報告資料の確認なんですけれども、県警が事件を覚知したのはいつ頃なんでしょうか。

また、県警自身が逮捕したのか、その辺り御説明お願いします。

○知念克幸刑事部長 県警において事件を覚知したのは、令和7年6月、発生現場において、被害者から不同意わいせつの被害申告を受け、本件を覚知しております。

先ほど話したように覚知はそのとおりですけど、逮捕したのかということについては、被疑者は既に現場から逃走した後でしたので、米軍捜査機関から必要な協力を得ながら、所用の捜査を実施しております。逮捕には至っておりません。

○玉城健一郎委員 ということは、逃走して、米軍の捜査機関に連絡、調整をして、米軍の捜査機関が身柄を確保してという状況なんですか。

○知念克幸刑事部長 米軍が身柄を確保したというのが、米軍の管理下にあったということのもとで、こちらから捜査協力を得て、捜査を遂げて、事件送致に至ったということであります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今回、米軍がこういった事件・事故があったときに、ずっと常に言っているのが、米軍自体がこのリバティー制度の強化だったりとか、後は飲酒というものを、しっかりと飲酒が問題なんだということをずっと言い続けていますけれども、今回の被疑者というのは飲酒していたのか、また時間帯はリバティー制度の時間帯だったのか、その辺り、もし説明できたらお願いします。

○知念克幸刑事部長 飲酒していたかどうかについては、捜査の内容に関わるので、現在は控えますけど、リバティー制度の時間帯だったかということについては、それ以外の時間帯ということになります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

被害者はかなり大変だと思いますけれども、ケアとかサポート団体、そういったものに対してはしっかり県警として対応してきたのか、その辺りをお願いします。

○知念克幸刑事部長 性犯罪の被害者対策は特に重要であるとの認識の下、県警察では性犯罪の被害者の要望を踏まえ、女性警察官を担当捜査員に指定するほか、医療費やカウンセリングなどの公費支出、犯罪被害者等早期支援団体への紹介、また、被害者の手引を交付し、賠償事務については、沖縄防衛局が行っていることの説明をするなどの必要な支援は行っております。従来どおりです。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ぜひ被害者に寄り添った対応、県警も知事部局も対応よろしく願いいたします。

県警のほうにお尋ねしますが、今現在パトロールというものを、MPがパトロールをしていますけれども、刑法犯、これまでパトロールが6月ぐらいから始まっていますけれども、県警の認知している刑法犯の認知件数というのは、パトロールの影響によって、減っているのか増えているのかそれとも維持なのか、その辺りについて説明できますか。

○知念克幸刑事部長 今御質問のあった件については、現在資料として持ち合わせていないんですけど、このパトロールによる効果については、現在確認中ということであります。継続して確認していきます。

○玉城健一郎委員 ぜひ、次の委員会までに、現状どういう状況なのか。次に認知件数とかも出てくると思うので、委員会のときには、それはぜひよろしくお願いいたします。

実際私の感覚としては、やはり事件・事故がパトロールがあつたりとか、リバティー制度をやつたりとか、米軍の教育をしているといっても、事件・事故の件数というのはあまり変わっていない。むしろ、昨年度よりも、これまでよりも一番多いという報道もある中、根本的な対応になっていないのが米軍だと思います。

そのような点について、知事公室長はどのようにお考えでしょうか。

○溜政仁知事公室長 御指摘のように、米軍人等の刑法犯の検挙件数については、令和6年は過去20年で最多となる73件を記録していましたが、本年の検挙件数は10月時点で昨年を上回るという報道もございます。

米軍は憲兵隊によるパトロールなどを実施して、再発防止に取り組んでいるということですが、このような現状を見ると、さらなる綱紀粛正、隊員教育の徹底に取り組むべきであろうというふうに考えているところでございます。

県としましては、米軍基地に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えておりますので、教育内容の見直し及び隊員教育の徹底などより実効性のある対策を実施するよう、引き続き強く求めてまいるとともに、県としても何ができるかというのを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○玉城健一郎委員 その中で沖縄県は単独パトロールについて、特に認める認めないというような、そこまで反対はしていないようですけれども、今朝の報

道では、パトロールのときに民間人を誤認逮捕するようなことが起きている。だから、これまで我々が考えている想定以上のことをやっている状況の中、しっかり、このようなパトロールについても、県として考え方を改めるべきじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長 米軍による単独パトロールについては、まずは地元の意向というのを最大限尊重すべきであろうということで、我々は考えているところでございます。

今回、今日の新聞報道にもあったように、誤認による逮捕ということですが、まずは事実関係について米軍に速やかに確認をしたいと思えます。

その上で、これまで那覇あるいは北谷等でも広げておりますので、その効果、その必要性等も併せて、随時検証する必要があるかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 県警のほうにも、沖縄県で起きた事件・事故というのはやはり県警がしっかり自分たちの警察権を行使するというのが、主権国家として当たり前のことだと思います。そこをしっかりとっていく。

今回こういった報道が、こういった事件・事故に対しても県警が主導的にやっていくのが本来の主権国家の在り方だと思いますので、そういった気概を持って事件・事故に取り組んでいただきたいと思えます。

どうでしょうか。

○知念克幸刑事部長 委員おっしゃるように、県警としては被疑者の嫌疑等については、属性にとらわれず、法と証拠に基づいてしっかり対応していきたいと思っています。

○玉城健一郎委員 よろしくをお願いします。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

大田守委員。

○大田守委員 酒の有無について、これは絶対秘密なものですか。送致までやられているのであれば、事件送致の中に酒の有無は入っていると思うんですけ

ども。

○知念克幸刑事部長 この捜査の内容については、広報は差し控えさせていただきます。

○大田守委員 分かりました。

しかし基本的に私は酒の有無ぐらいは、発表しても差し支えないのではないかと考えております。

あと、そうであれば、この事件が起きた場所、これは基地内なのか基地外なのか、それぐらいはお答えできますか。

○知念克幸刑事部長 基地の外であります。

○大田守委員 その後、米軍に身柄を拘束された後に在宅で捜査されていると思うんですけども、在宅は基地内の中なのか、それとも民間にアパートを借りて居住されている場所での在宅なのか。

○知念克幸刑事部長 犯罪を覚知して、被疑者を特定した段階では、もう米軍の管理下にあった、米軍のほうにあったということなので、その後、米軍捜査機関の協力を得て、法と証拠に基づいて送致したところですけど、アパート、本人がどこに居住しているかということについては、当然米兵なので、基地の中のほうで居住していたということでもあります。

○大田守委員 分かりました。

こういった事件が度々起こっておるんですけども、そういった中、やはり地位協定の中で、今回米軍が単独パトロール、それは自治体のほうで判断すべきという県の立場があるかもしれないけれども、ただ私は、日米地位協定で、単独パトロールを認めるといったにしても、やはり民間がいる、民間地の基地外の、そこはなるべく私県警と一緒にやらないと。国家主権に関わるのではないかと思うんですよね。そこまで完全に米軍任せにしまうと。

その点に関しましては、県警側としてはどうお考えでしょうか。

○新里秀生活安全企画課長 お答えします。

地位協定上の米軍の活動については、県警が答弁する立場にございませんので、答弁を控えさせていただくということでございます。

もちろん、沖縄県内における治安の責任は県警の責務でございますので、これはしっかりとやっていくということでございます。

以上です。

**○大田守委員** 県警のほうであれば、そういった状況であれば、行政のほうとして、県として、もし市町村自治体が望んだ場合に、県として、これはもうお任せでやるのか、それともある一定の形で県が関わってくるのか、その点をお聞きしたいんですけれども。

**○溜政仁知事公室長** まず今憲兵隊によるパトロールというのは、リバティー制度を遵守させることを目的に行われているということでございます。その上で我々は周辺治安の維持等については地元の意向が重要であるというふうに考えていると。ただ、その実施に当たっては、当然県民とのトラブルにならないように慎重に行うべきであろうということと、県を含む関係機関との情報共有、あるいは調整を密にすることなどについては常々申し上げているというところでございます。

以上です。

**○大田守委員** 県の立場もいろいろあると思いますけれども、ここはしっかりとやってほしいなと思っておりますし、あと毎回同じような事件が起こるたびに、外務省沖縄事務所等々に遺憾という形の抗議はやってはいるんですけどね。これが目に見えてこない。やはり県民の安心・安全を守るためには、県も含めて、県警も含めて、本来もっともっと強く抗議をすべきだと思うんですよね。警察のほうでは、警察庁までいくのかどうか。そして、これは行政の仕事だと思わんですがね、あと内閣府までしっかりと日米地位協定を含めて、やはりしっかりと改定してほしいと。そこまで県がやはり対応策を求めないと、こういった事例はなかなか減らない。

先ほどおっしゃっていたように、今年度はもしかすると、近年まれにない件数になるんじゃないかと。大変残念な結果なんですよね。

やはり日米安保条約がある以上、米軍がいることによって、日本も一緒になって、アジアの平和に私は資していると思っております。ただそういった中に、犯罪者を入れている。この安全性をどうするかというのはね、本来は私は、そういった組織を国内に入れる国の責任だと思うんですよね。そこを県はもっとしっかりと、強くやはり言うべきだと思っております。そこまでの、今後変わった抗議内容にするのかどうか、その点をお聞きいたします。

○溜政仁知事公室長 地位協定の改定につきましては、我々常々改定が必要だということで、外務、防衛あるいは官邸等にも申し上げているところでございます。

さらに昨今の女性に対する犯罪等が増加したということもあって、それについても申し上げているところですが、今後どのような対応が取れるかというのは、少しこれは検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

今回の事件発生は6月。しかし議会も県民もこの11月19日のマスコミ報道で初めて知っています。県警も、そして沖縄県も、私たちに知らせていません。このことによって、どういったことが今起きているのかということを考えていきたいと思ひます。

最初に県警についてお聞きしますけれども、県警は事件送致後に、沖縄県に、その日に伝えてはいるんですけれども、この米兵事件を県に報告する目的は何ですか。

○知念克幸刑事部長 県警から県のほうへ情報を提供する目的ということなんですけど、今回の手続においては、米軍基地関係特別委員会等々での話が出て、また県のほうへも情報等提供するべき。それらをいろいろ考慮して、こちらのほうとしては提供することにしたんですけど、当然その後に、再発防止等々含めて様々な対策がなされるだろうということで提供しています。

○比嘉瑞己委員 前回聞いたときは、この再発防止をするために伝えていたというふうに言っていたと思うんですけど、今の答弁だと、県議会が求めたからというふうになってしまいますけれども、それでいいんですか。

皆さんがなぜ報告するのか、目的があってやっていると思うんですよ。

○知念克幸刑事部長 目的は委員おっしゃるとおりなんですけど、手続としてはその流れがあったということでもあります。

○比嘉瑞己委員 一昨年 of 事件の後、皆さんも県への報告体制を見直したとありました。どのように見直したんですか。

○知念克幸刑事部長 米国関係の性犯罪についての県への情報提供については、それとは別に、これまでのほかの米軍構成員等以外のもの、日本人等による性犯罪の事件については、これまでどおりの情報提供の仕方です。

ただ、今話したように、県からの要望を受けて提供している流れの中で変わってきたこととしては、これまでの運用に加えて、昨年7月以降は県からの要請を踏まえ、報道発表しないものについて、事件検挙、すなわち逮捕または送致した後に、那覇地方検察庁と調整の上で、被害者のプライバシーの保護、心情への配慮に特に留意しつつ、県に情報提供することとしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この報告の方針というのは、文書としてまとめているんですか。

○知念克幸刑事部長 今、委員から質問があった件については、当然電話で連絡しますし、文書でも様式がありますし、メールでもやり取りしているということで、那覇地方検察庁とも調整の上で、そのような手続を取っているということでもあります。

○比嘉瑞己委員 一方で、県には報告しても、県民に公に知らせる公表というのはしておりません。その理由は、先ほどから述べているとおり、被害者の心情に配慮していると、そこは私たちも理解できるんですけれども。一方で、今朝の新聞を見ると、幼児に性的暴行疑い、養父を逮捕。これが1件。もう1件、不同意性交等疑い、男を逮捕というふうに報道がありました。邦人の事件の場合はこういうふうに公表されるんですよね。なぜ米兵事件は公表されずに、邦人の場合は、こういうふうに公表されるんだろうか。この違いは何ですか。

○知念克幸刑事部長 当然県警としては、警察としての強制力を発揮した逮捕というものについては、当然公表する案件かどうかも含めて検討の上、原則としては、広報することにしております。それを踏まえているものであります。

○比嘉瑞己委員 報道では年齢とかも書かれているんですよ。私今言いませんでしたけど、そのように逮捕した警察権、逮捕という大変強い権限を使うとき

には公表している。そういった意味でも、先ほどからこれまで議論しているけど、米兵の身柄の拘束というのは重要だと思うんですね。事件送致だと、これは別に公表されないわけ。そういうふうになるんですか。

○知念克幸刑事部長 逮捕して、もしくは不拘束の事案については、米軍構成員等を被疑者とする事件に限らず、ほかの事件についても、不拘束事案については原則公表しておりません。

○比嘉瑞己委員 そういった意味でも、米軍の身柄を皆さんがちゃんと拘束する、逮捕するというのは重要だということを指摘したいと思います。

ちょっと今日はもう通報体制に絞りたいんですけども。先ほど逮捕したから、邦人の事件については公表した。であるけれども、被害者のことだったり、加害者のこともそうですけれども、報道で見る限りは、それなりの情報が出てくるわけですよ。皆さん先ほどから言っているその米兵被害者のプライバシー保護は言うけれども、違いが出ているんじゃないですか。

○知念克幸刑事部長 県警のほうからの広報に提供した材料としてはそこまでのものが入っておりません。報道の中で、それにもう少し付加されて、いろいろな報道がされているんですけど、こちらのほうからは、そういったものまでは報道していない状況にあります。

○比嘉瑞己委員 だから、皆さんがいろいろ配慮して公表しなくても、結局この間、報道ベースで我々は知って、皆さんが公表している以上のものが、マスコミのほうで調べて出てくるわけですよ。結局プライバシーが守られていないんですよ。だからこそ、私は公表の在り方というのを考えていかないといけないと思う。プライバシーの保護というのはもう大前提だし、皆さんそれもきちんとやってきている。今回の委員会の資料提供も必要な範囲で、私たち議会にも報告しているじゃないですか。そういった在り方で、再発防止を求めるために公表していくという姿勢が大切だと思うんです。その点では県警どうですか。

○知念克幸刑事部長 事件を捜査して、逮捕もしくは不拘束で送致するなどして、事件が終結したときに、広報するかしないかの判断というのは、当然県警のほうで、地方検察庁とも調整してやるんですけど。ただこの被害者のプライバシーとか、今後の公判の維持とか、被害者に寄り添った対応というのは、一義的に保秘を徹底するのは、県警がコントロールすべきだと思っています。そ

の過程の中で、こちらとしては、マスコミの皆さん、もしくは議員の皆さん、委員会の中で説明をしていきますけど、県警が情報提供する場所としては、沖縄防衛局、そして知事部局ということであるんですけど、公的機関についてはしっかり保秘の徹底。それに反した場合には、それなりのペナルティーもあるといった中で、公務員——それなりの関係機関の中には、決まりをつかった上で提供したいと思っております。

ただ、県警としては、限られた情報は、こちらのほうに責任があるので、必要最低限のものを提供していくのが原則だと思っております。

**○比嘉瑞己委員** 必要最低限のものは提供していくべきだ、このことをぜひ米兵犯罪にも適用していくべきだと思います。

知事公室に伺いたいと思います。

皆さんは公表しませんでした。県警からも申入れがあったということなんですけれども、沖縄県として公表する基準を持っていますか。

**○溜政仁知事公室長** 情報提供を受ける立場なので、それについて沖縄県で公表する公表しないという内容自体、我々情報提供を受けた範囲でしか知り得ないですので、それを我々のほうで公表するしないという判断は行っていないところでございます。

**○比嘉瑞己委員** 我々、軍特としても再発防止策や米軍対策を求める上で、事件があったかなかったかもしれない。こういうことはあってはいけないと思うんですよ。ですからこの委員会でも毎回、県警のほうも報告するし、皆さんもその対応状況について説明をしている。やはりこの再発防止のためにどういった形だったら公表できるのか。県警が言っているように最低の基準だったらできるんじゃないかとかね、そういった皆さんの基準がないから、皆さんの主体性が見えないんです。県警がああ言っていたから控えました。こういった態度が——今事件が最多になっていますよ。結局、米軍は明らかにならなかったら、何の対策も取らないし、やはりそういった事件に対して、私たちは声を上げていくからこそ、向こうだってそれなりの対策を考えていくべきだ。なぜ公表しないんですか。

**○溜政仁知事公室長** 今回の事件もそうですけれども、被疑者からは事件が報道されることを望んでいない。公表を差し控えてほしいという話があるということをお伝えされている以上、我々からはその公表は差し控えるべきだろうとい

う判断でございます。

**○比嘉瑞己委員** 公表してほしいと思う被害者は一人もいないと思いますよ。実際、皆さんがそうやってプライバシーのためと言いながらも、結局はこうやって報道で明らかになって、根掘り葉掘り、さらに詳しい情報が出ていく。そうならないためにも、皆さんがちゃんと専門家の皆さんの意見も聞きながら、こういった基準で公表できるというところまでやれば、被害者だって安心できるじゃないですか。報道陣が家に駆けつけて大変だという話も聞いたことがありますよ。やはりそうならないためにも、皆さんがちゃんと基準をつくって、県民にも議会にもちゃんと知らせる、こういったことを検討するべきだと思います。いかがですか。

**○溜政仁知事公室長** 我々が公表するしないということと、報道が取材をするということが、必ずしもリンクしているかというところとそうではないのかと思っています。

我々としては、まずは報道をしてもらいたくないというのをベースに、そういう被害者が報道してもらいたくないという情報があった場合は、それに基づいて判断し行動するというところを考えているというところでございます。

以上です。

**○知念克幸刑事部長** すみません。少し補足させていただきますけど、当然県警のほうからは、県のほうに情報提供するんですけど、県のほうとしては再発防止策をしっかりと考えて、関係機関とも連携しながらやるんですけど、県警のほうからは知事部局に対しては、しっかり保秘というんですか、プライバシーのほう、二次被害防止、公判の影響もありますんでということ言っているのが、これまでのやり方です。

ただ、ちょっと加えさせていただきたいのが、県警が県へ情報提供している段階では、今回の事案も含めて、まだ検察庁の処分が出ておりません。処分について、もしかすると前にもお伝えしたんですけど、1対1の事案で、密室で行われる犯罪が多くて、目撃者がいないとか、立証に非常に困難を来す場合があるんです。その場合に、検察庁の処分の関係で、嫌疑不十分。罪とならずとか。犯罪に該当しないんだというような判断がなされるおそれも、可能性は否定できないので、こちらが情報提供したものを県が大きく捉えて動いた場合に、この事件自体がもしかすると成り立たない場合もあるということもあるので、それだから慎重にすべく、こちらとしても、送致の段階で、県のほうに対して

も、慎重な取扱いをお願いしているといった背景があることは、御承知おきください。

○比嘉瑞己委員 再発防止という観点を、皆さん忘れていないか心配です。この95年の事件からもう30年ですよ。あれから状況は変わりましたか。今のほうがもっとひどいと思いますよ。最多ですよ。どうやったら、再発防止につながる公表ができるかというのを真剣に考えないと、次の犠牲者が出ますよ。

次の質問に移りますけれども、2023年12月の事件を受けて、政府が在日米軍による犯罪における国内情報共有体制の新運用を開始したと発表がありました。内容はどのようなものですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

委員御質問の令和6年7月の発表された新たな通報体制ですけれども、犯罪予防の観点から迅速に対応を検討する必要があるということに留意し、可能な範囲で、地方自治体に対して情報提供を行うこと。また、情報伝達に当たっては、被害者のプライバシーに留意することということで出された情報共有体制というふうに認識をしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今回の不同意わいせつ事件では、この新運用は機能していますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この新たな情報共有体制につきましては、防衛局から連絡が来るというルートになるわけですが、その時期については、この事案の起訴がなされたとき、もしくはなされなかった場合でも、その事案がもう犯罪の実施が明らかであるとき、というような形でルールは決まっておりますので、今そういう起訴という時点にない案件ですので、防衛局から連絡が来ていないという状況です。

○比嘉瑞己委員 この一昨年を契機に通報体制の見直しがありましたが、県警からもありましたし、政府も運用を変えました。しかし、これ後退しているんですよ。県警は事件送致のときに県に伝える。だけど政府はさらに遅い。起訴されたら伝える。不起訴だったら伝えなくてもいいってことなんだ。これだと1997年日米合意は速やかにだったんですよ。これ後退していませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

昨年7月5日に政府から公表された、在日米軍による犯罪における情報共有体制と1997年の通報手続の関連だと思えますけれども、1997年の通報手続では、事件・事故の発生についての情報を、日本側当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要との認識を示すとともに、事件・事故発生時の通報基準としては、現地レベルで迅速に現地の防衛局に通報するというふうにされております。

一方、新たな通報体制では、通報の時期は先ほど申し上げたとおり、起訴がなされた時点となっており、これまでの事案は発生から2か月から3か月を要しております。またさらに今回の事案は6か月程度を要する見込みというふうになっておりますので、より速やかに情報提供されることが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 知事公室長、この97年合意を読むと、これ米軍に絡む事件・事故なんですよ。墜落事故とか、様々な事件・事故一般についてのことが書かれている。だけど、こうした性犯罪については、実態としてはもう遅れている。もしくは、外務省は隠していた。そう言わざるを得ません。

そういった意味で、性犯罪というのは、特に女性への一刻も早い支援が必要です。ケアの問題でも法的支援でも。被害者だけじゃなくてその家族も守ってあげないといけない。なのに、通報がこれだけ遅れてしまっていたら、被害者の立場に立ったものとは言えません。ですので、やはりこの間続いていますので、沖縄県として、この通報体制、特に性犯罪についての通報体制をきちんとすべきだということを、私は求めるべきだと思います。どうですか。

○溜政仁知事公室長 先ほど基地対策課長からも話がありましたように、今回の事案では6か月程度を要する見込みということで、これはやはり速やかな通報体制とは言い難いというふうに認識しております。ですので、我々としても、より速やかに情報提供ができる体制を取れるように国にも要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 一つ確認したいです。

先ほど玉城健一郎委員から、今朝の新聞報道を見て、知事公室長は確認を米軍側とやりたいというような答弁の内容だったと思うんですけども、この事件の詳細を確認するのか。記事に掲載されているような内容を確認するのか、どちらなんでしょうか。

○溜政仁知事公室長 まず事件というか、記事の内容の事実かどうかという話。それと事実があった場合、なぜそのようなことが起こったのか。あるいは、どのような対応を取るのか。今記事の中ではパトロールを止めているという話もありましたので、その辺の確認、あるいは今後どうするのかということは、ぜひ確認をさせていただきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 この記事を読んでびっくりしているのが、憲兵が日本人を拘束できるのかと。できるというふうに答えているんですね。その後、県警に引き渡すというようなくだりがあるんですが、この辺のところも、ぜひ確認をしていただきたいと思うんです。

日本の民間人を逮捕する権限は、私は軍警察にはないと、権限を持っていないというふうに認識しているんです。その辺のところを現場で、憲兵がそういうふうな発言をしたということについては、この辺のところは許してはいけないというふうに思っているんです。

日頃から、県警も捜査協力の中で、そういったことが交わされているのか。どうなのか。県警のほうは、この記事についてどうお考えでしょうか。

○知念克幸刑事部長 今回のこの新聞報道については今朝見て承知していますが、記事の中であったコメントであったり、映像がどうなっているこうなっているというものについても、確認中であります。確認しないことには、この審査のほどとか、どういった、いつ発生したものかとか、その辺もちょっと把握できていないので、確認していききたいと思います。

○仲宗根悟委員 分かりました。

それでは、先ほどあったように、これはお互いの主権に関わるような事柄でするので、ぜひその辺のところをしっかりと双方とも確認を十分されて、言うことは言うというようなことで、もっと毅然たる態度を、県も県警も持っていたいただきたいと要望しております。

○小渡良太郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡良太郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍人による不同意わいせつ事件についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○小渡良太郎委員長 以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 小 渡 良太郎